

コロンビア月例報告（12月分）

外交・内政状況

2016年1月

在コロンビア日本国大使館

E-mail : info@ba.mofa.go.jp

I 概要

【内政】

- 2日 バルガス副大統領の卒倒
- 14日 国民承認手続に関する法案の国会通過
- 15日 4点目の課題「犠牲者」に関するFARCとの合意
- 19日 軍人に対する和平後の司法制度発表
- 22日 一般市民に対する和平後の司法制度発表
- 23日 ギャロップ社による世論調査結果発表

【外交】

- 1日 サントス大統領及びオルギン外相のフランス訪問
- 1～2日 サントス大統領及びオルギン外相のブリュッセル訪問
- 2日 サントス大統領及びオルギン外相のスペイン訪問
- 10日 サントス大統領及びオルギン外相のアルゼンチン訪問
- 12日 オルギン外相のイベロアメリカ外相会合出席（於：当国カルタヘナ）
- 15日 コレア・エクアドル大統領の当国訪問
- 18日 米国による2016年度「プラン・コロンビア」承認

II 本文

【内政】

1 バルガス副大統領の卒倒

2日、バルガス副大統領が過労のため卒倒し、16日、良性の脳腫瘍のため1月に手術を受ける旨発表された。

2 FARCとの和平交渉

（1）国民承認手続に関する法案の国会通過

14日、和平最終合意署名後の国民承認手続に関する法案が国会を通過し、憲法裁判所の審査に付されることとなった。

同法案によれば、必要投票率はなく、投票結果は、和平最終合意内容を憲法及び法律に反映させる際に拘束力を持ち、投票義務はなく、賛成が有権者の13%を超え、賛成票が反対票を上回れば和平合意が承認されることとなる。

(2) 4点目の課題「犠牲者」に関する合意

15日、キューバにおいて、コロンビア政府とFARCは和平交渉4点目の課題「犠牲者」に関して合意した。9月の「特別司法制度」に関する合意はこの4点目の課題の一部として含まれる。

共同声明によれば、合意内容には、真相究明委員会の設置、武力紛争による行方不明者の捜索のための特別ユニットの創設、和平のための特別司法制度の設置、平和構築のための総合復興措置、(紛争犯罪の)再発防止の保証が含まれる。

他方、「人道に対する罪」に対して恩赦はないと発表されていたが、合意内容の詳細を解釈すれば、実際は、刑務所に服役することなく自由を制限されるのみでFARC兵が実質的な恩赦を受ける点について、ウリベ派の野党を中心に批判がなされた。

(3) 軍人に対する司法制度

19日、サントス大統領は和平合意後の軍人に適用される司法制度の概要を発表した。同制度によれば、階級が高いことによる責任は限定的となり、多様な刑罰メカニズムが設置され、自由を制限される刑を課される場合の服役場所が定められることとなる。

(4) 一般市民に対する司法制度

22日、サントス大統領は、和平合意後の一般市民に適用される(紛争関連の違法行為に対する)司法制度の概要を発表した。同制度は未定部分が多いものの、FARC兵及び軍人に対する刑罰を上回ることはないと言われる。

3 世論調査結果

23日、ギャロップ社による世論調査結果が発表された(12月14~19日に実施)。3月23日の署名期限までに和平最終合意が達成されると思う者は45%、和平合意承認のための国民投票に際して賛成票を投じると答えた者は52%、サントス大統領支持率は42%であった。

【外交】

1 サントス大統領及びオルギン外相のフランス訪問

1日、COP21参加のためフランスを訪問中のサントス大統領は、オルギン外相とともに「持続可能なコロンビア」と題したキャンペーンの発表会を、米州開発銀行(IDB)の支援を受けて開催した。同キャンペーンは、(ポスト・コンフリクトのため)国際社会、民間部門及び公的部門からコロンビアへの支援を集めることを目的としたもの。環境の要素を織り込みつつ、コロンビアの平和構築及びポスト・コンフリクトのための持続可能な農村開発を推進することを目指すものとされている。

2 サントス大統領及びオルギン外相のブリュッセル訪問

1~2日、サントス大統領及びオルギン外相は、ブリュッセルのEU本部を訪問した。1日、オルギン外相はギルモア和平交渉支援特使と会談し、EUによる(ポスト・コンフリクトのための)信託基金の設置に関して協議した。

2日、オルギン外相は、サントス大統領及びモゲリーニEU外務・安全保障上級代表兼欧州委員会副委員長立ち会いの下、翌3日から発効したEUによるコロンビア人に対する短期滞在査証免除の協定に署名した。EU側からは、EU議長国ルクセンブルクのアセルボーン外相及びアブラモプロス欧州委員（移民、内務担当）が署名した。

本件についてサントス大統領は、「コロンビアは歓喜に沸いている」と述べた。

なお、本件査証免除措置は、シェンゲン協定国に適用されるため、非EU加盟国のアイスランド、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインに対しても適用されるが、EU加盟国であっても英国及びアイルランドには適用されない。

3 サントス大統領及びオルギン外相のスペイン訪問

2日、サントス大統領及びオルギン外相はスペインを訪問し、現地在留コロンビア人諸団体主催のラホイ・スペイン首相の（コロンビア人短期滞在査証免除実現への）功績を讃える式典に出席した後、フェリペ6世スペイン国王を表敬訪問した。

4 サントス大統領及びオルギン外相のアルゼンチン訪問

10日、サントス大統領及びオルギン外相は、アルゼンチンを訪問し、マクリ・アルゼンチン大統領の就任式に出席した。

5 オルギン外相のイベロアメリカ外相会合出席（於：カルタヘナ）

12日、当国カルタヘナにおいてイベロアメリカ外相会合が開催され、持ち回り議長国（2014年12月より2年間）コロンビアのオルギン外相及びグリンスパン・イベロアメリカ事務局長が共同議長を務めた。関係国外相中、アンドラ、アルゼンチン、ボリビア、エルサルバドル、スペイン、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ（共）の各外相が出席した。

会合終了時に、イベロアメリカ外相宣言が発出され、イベロアメリカ4カ年協力行動計画（詳細不明）等が承認された。

またオルギン外相は以下の各国外相と会談した。

（11日）

- ・エルサルバドル
- ・ボリビア
- ・メキシコ

（12日）

- ・スペイン
- ・太平洋同盟諸国（メキシコ、ペルー、及びチリ（次官））
- ・アンデス共同体諸国（ペルー、ボリビア、エクアドル（駐コロンビア大使））

6 コレア・エクアドル大統領の当国訪問

15日、コレア・エクアドル大統領が当国を訪問し、サントス大統領とともに第4回合同閣議を開催し、オルギン外相及びパティーニョ・エクアドル外相はじめ関係閣僚が

出席した。両大統領は、様々な分野での協力に関する1年前の公約の97%が履行された旨述べた。

7 米国による2016年度「プラン・コロンビア」承認

18日、米国議会は、麻薬対策支援を目的とする2016年度「プラン・コロンビア」として3億米ドルの拠出を承認した。本件支援は、社会経済開発に対しても実施される。